

Asian Journal of
**HUMAN
SERVICES**

Printed 2015.0430 ISSN2186-3350

Published by Asian Society of Human Services

*A*pril 2015
VOL. **8**



Asian Society of Human Services

SHORT PAPER

日本における障害学生の 修学支援に関する現状と課題 —視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由学生の支援—

森 浩平¹⁾²⁾ 山見 有美³⁾ 田中 敦士⁴⁾

1) 東北大学大学院教育情報学教育部

2) 日本学術振興会特別研究員

3) 神田東クリニック MPS センター

4) 琉球大学教育学部

<Key-words>

障害学生, 修学支援, 視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由

ktv_m_kohei@yahoo.co.jp (森 浩平)

Asian J Human Services, 2015, 8:162-176. © 2015 Asian Society of Human Services

I. はじめに

1. 障害学生支援の必要性

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 17 年度から大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査を行っている。日本学生支援機構(2014)によると、全国の大学等における障害学生数は、平成 18 年度に 4,937 名であり、以降増加を続け 25 年度には 13,449 名となっている。25 年度の大学等で学ぶ障害学生の在籍率は 0.42%で、在籍率についても 17 年度から増加し続けている(図 1)。この平成 17 年度の調査は、国の行政機関(全省庁及び独立行政法人)として初めて障害学生数を明らかにしたものであり、具体的な数字が表出しつつある現在、大学等で学ぶ障害学生支援への注目が高まっていることがうかがえる(杉中・土井・畠山, 2012)。

また、障害学生が在籍している大学数は、17 年度から 18 年度にかけて大きな増加がみられ、その後は漸増傾向にあり、25 年度は 811 校で調査開始時の 1.37 倍となっている(日本学生支援機構, 2014)。国内の全学校数は 1,190 校であり、この 68.2%にあたる(図 2)。7 割近くの大学に障害学生が在籍しており、障害学生がもはや特別な存在ではないことを示している。

このような注目が集まる以前にも、個別の高等教育機関では、主に受験を希望する障害者や、入学した障害学生を中心とする申し立てによって、障害学生支援の必要性に関する問題が顕在化されてきた(松原・渥美, 2006)。しかし、これまでそうした申し立てに対する高

Received

February 16, 2015

Accepted

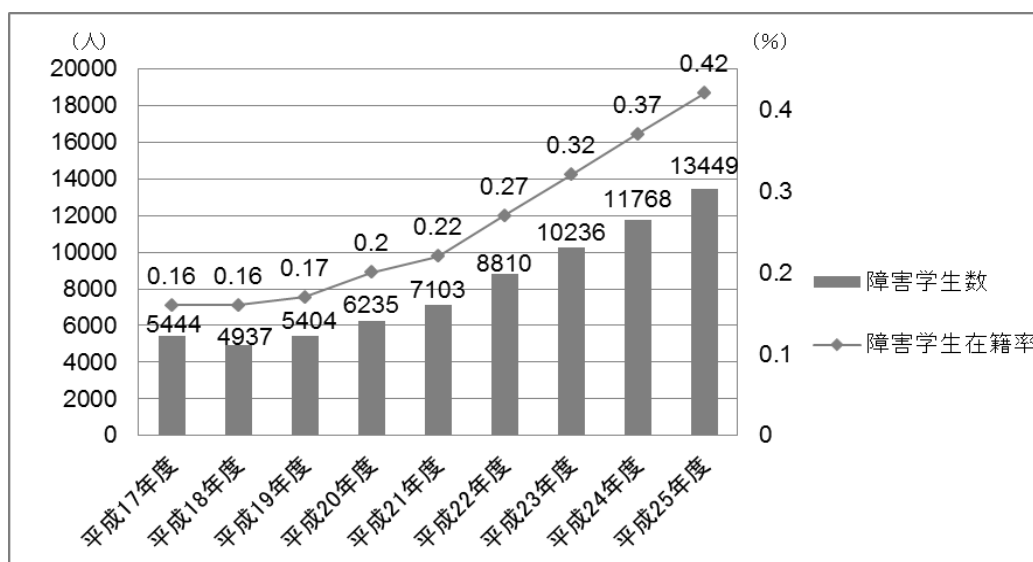
March 8, 2015

Published

April 30, 2015

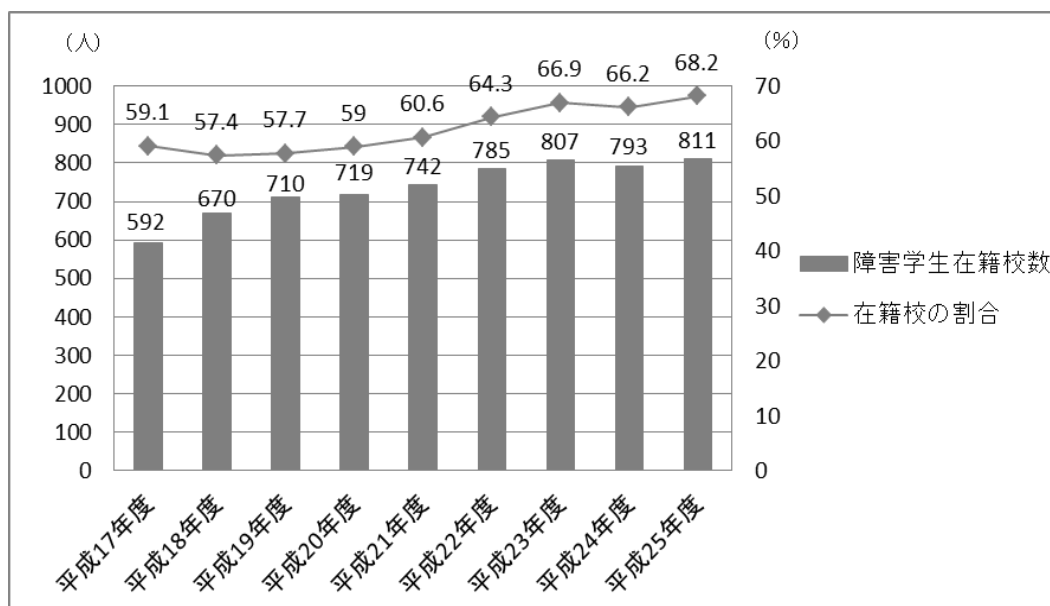
等教育機関の対応は様々であった。機関全体の問題として積極的な取り組みをしているところもあれば、ある種の障害を有する者に入学試験の受験自体を拒否している高等教育機関もある（全国障害学生支援センター，2005）。こうした背景には、障害学生に対して高等教育機関がなすべき義務に基準が存在しないこと、ひいては、それを規定するような包括的な障害者差別禁止法（日本弁護士連合会人権擁護団体，2002）が日本に存在しないことが挙げられる（松原・渥美，2006）。

この後、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（文部科学省，2012）の中で、大学等の高等教育機関における障害のある学生への「合理的配慮」の考え方が示された。この中で、大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。この定義は、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」、2011年の「障害者基本法」の改正に基づいており、さらには2016年施行予定である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を見据えたものである。障害者差別解消法では、国公立大学及び高等専門学校においては、合理的配慮の実施は法的義務であり、私立大学は努力義務として定められている。障害学生支援が法的裏付けをもった義務となり、これを遂行することが大学にとってのコンプライアンス（法令遵守）になるため、大学等の高等教育機関にとって大きな転換期を迎えている（丹治・野呂，2014）。



日本学生支援機構（2015）を基に作成。

図1 障害学生数と在籍率



日本学生支援機構（2015）を基に作成。

図2 障害学生在籍校数と在籍校の割合

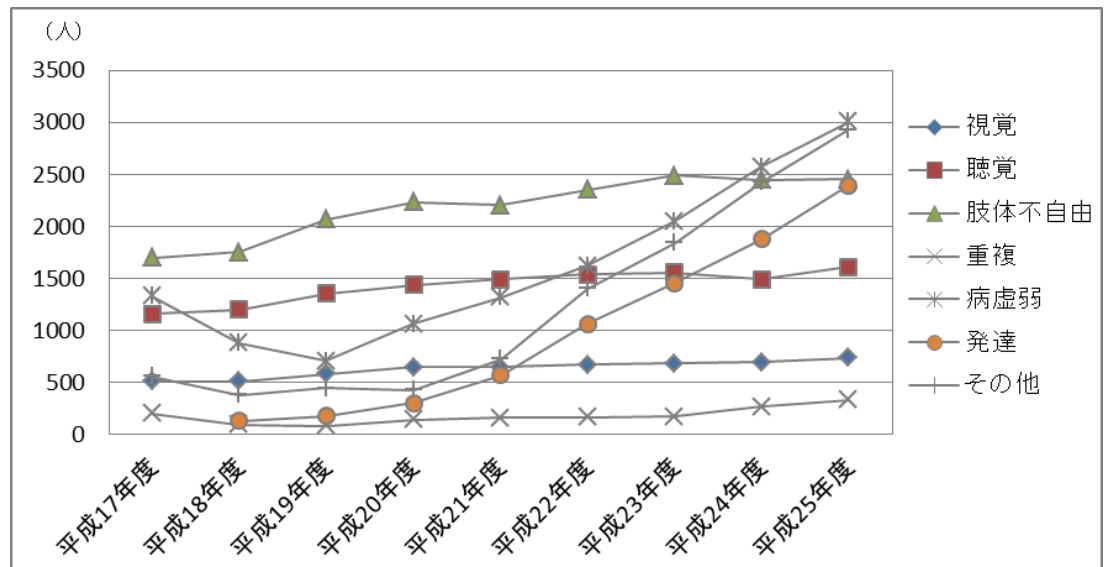
2. 障害学生支援の現状

日本学生支援機構（2014）の報告によると、最も学生数が多い障害は病虚弱（3,005名）で、順に肢体不自由（2,451名）、発達障害（2,393名）、聴覚障害（1,609名）、視覚障害（732名）となっており、病虚弱学生と発達障害学生の増加が顕著である。他方、肢体不自由、視覚、聴覚障害学生は近年ほぼ横ばいである（図3）。全体の障害学生数は年々増加しているが、その傾向は障害種別により異なっている。

全障害学生数に対する支援を受けている障害学生数である支援率（図4）をみると、22年度を境に連続して減少しており、25年度は前年度に比べて2.4ポイント低下の52.4%となっている。また、障害別の支援率については、視覚、聴覚、肢体不自由の各障害の支援率はほぼ横ばいである（日本学生支援機構，2014）。一方、病虚弱、発達障害学生の支援率は、この三年間減少している（図5）。病虚弱、発達障害学生の受け入れは進んだが、受け入れた病虚弱、発達障害学生への支援が行き届いていないと考えられる（石田・天野，2014）。

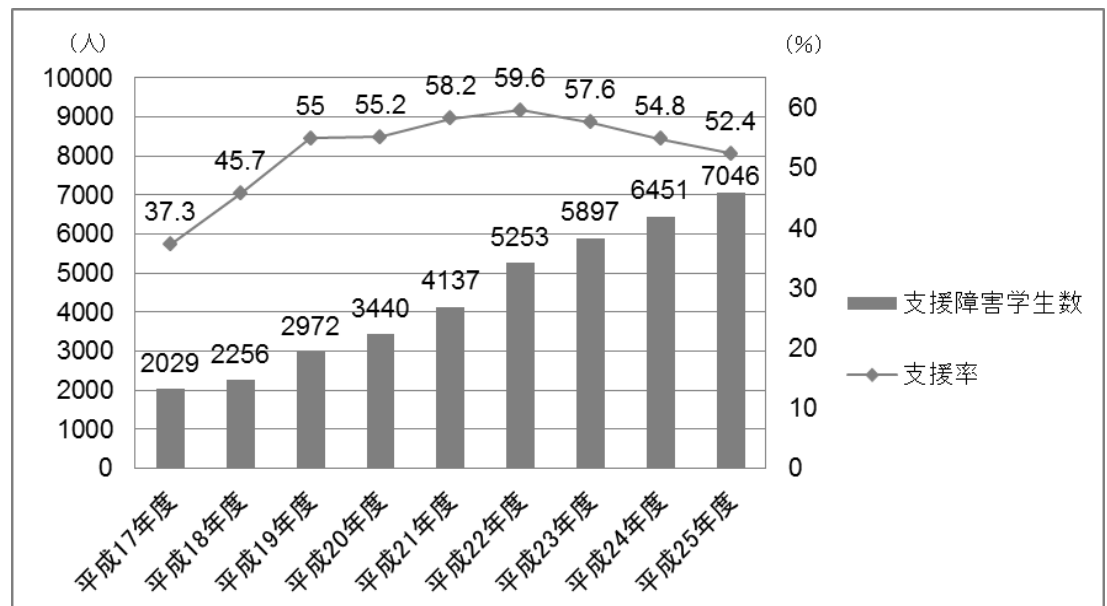
障害学生が在籍している大学等に対しては、補助金が文部科学省等により措置されている（柿澤，2011a）が、対象となる障害は視覚、聴覚、肢体不自由学生が対象とされている（表1）。

そこで、本稿では学生の受け入れ数と支援率の安定がみられ、現在の補助金等の対象とされる視覚障害、聴覚障害、肢体不自由学生を対象とした修学支援について、現状を取りまとめることを目的とする。



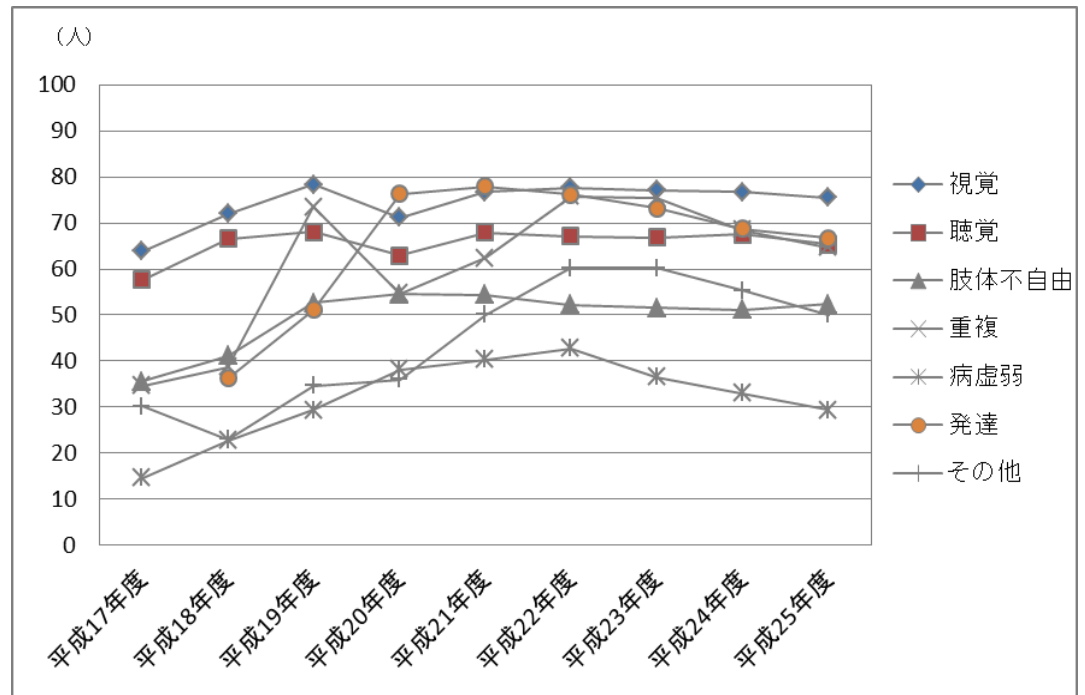
日本学生支援機構（2015）を基に作成。

図3 障害別学生数



日本学生支援機構（2015）を基に作成。

図4 支援障害学生数と支援率



日本学生支援機構（2015）を基に作成。

図5 障害別支援率

表1 障害学生支援補助金の対象となる障害基準

1. 視覚障害 ①盲者：視覚による教育が不可能または著しく困難な者で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用して教育すべき者をいう。 ②弱視者：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮を必要とする者をいう。
2. 聴覚障害者 ①聾者：両耳の聴力損失 60 デシベル以上の者、又は補聴器等の使用によっても通常の和声を解することが不可能、又は著しく困難な程度の者をいう。 ②難聴者：両耳の聴力損失 60 デシベル未満のもので、補聴器を使用すれば通常の和声を解することが可能な程度の者をいう。
3. 肢体不自由者 ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても実験、実習することが不可能又は困難な程度の者。 ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者。 ③ 前二号に掲げる者のほか、教育上特別の配慮を必要とする程度の機能障害を有する者。
4. その他 上記以外で、教育上特別の配慮を必要とする程度の身体障害を有する者。

出典：柿澤（2011a）

Ⅱ．障害学生への支援内容

1．視覚障害学生への支援

視覚障害は、盲と弱視に分類され、盲は読み書きに点字を用い、単独歩行には白杖や盲導犬を使用する。弱視は活字文字を用いた読み書きは可能であるが、読むことに困難がある状態で、文字の拡大や拡大鏡の利用等を必要とする。

平成 25 年度の盲学生における支援を受けている学生の割合（支援率）は 94.3%、弱視学生の支援率は 71.1%であった（日本学生支援機構，2014）。弱視学生は、全く視覚を利用できないわけではなく、一見支援の必要性が無さそうに思われるが、見え方には大きな個人差があり、盲学生と同様な支援が必要な学生もいるため、学修環境の整備は重要である（石田・天野，2014）。

柿澤（2011b）は視覚障害学生について、空間情報を視覚から入手することが難しく、特に活字文字や図形などを認識して対処すること（文字・図形処理）、安全に効率よく移動すること（歩行）、日常生活上のやり取りをスムーズに行うこと（コミュニケーション）に制約を伴うことが多いとしている。同時に、これらが障害学生のニーズであるとし、①文字・図形処理に関するニーズ、②歩行に関するニーズ、③コミュニケーションに関するニーズの3つに分類している。

平成 25 年度における視覚障害学生への支援として行われている内容のうち、実施校が多い5項目は順に、「教室内座席配慮」、「教材の拡大」、「試験時間延長・別室受験」、「回答方法配慮」、「教材のテキストデータ化」であった（日本学生支援機構，2014）。教室内座席配慮や教材の拡大は、弱視学生への支援である。一方、盲学生への支援として、よく知られているのが点訳・墨訳であるが、これは48校に過ぎず、項目としては8番目であった。点字離れと言われる点字の読み書きを敬遠する状況があり、これに代わるものとして教材のテキストデータ化が60校で行われている。パソコンにデータを取り入れて学習するスタイルが盲学生には好まれているようである（石田・天野，2014）。また、授業を提供する側も、パソコンを用いたテキストデータ教材の方が、授業準備を行いやすいということが影響していると考えられる。

2．聴覚障害学生への支援

聴覚障害学生の大学生活では、コミュニケーションは様々な方法で行われている。口の動きを読み取り、音声で会話する聴覚障害学生もいれば、手話を使って会話をしたり、時には筆談でコミュニケーションを行ったりする聴覚障害学生もいる。授業で聴覚障害学生が必要としている情報支援は、個人のニーズによって異なるため、一律には決まらない場合が多い（加藤，2011）。

平成 25 年度の聾学生の支援率は 93.0%、難聴学生の支援率は 49.6%、言語障害学生の支援率は 49.2%であった（日本学生支援機構，2014）。聴覚障害学生への支援として多く行われている内容として5項目を挙げると、多い順に「ノートテイク」、「教室内座席配置」、「パソコンテイク」、「注意事項等文書伝達」、「FM 補聴器・マイク使用」であった（日本学生支援機構，2014）。高等教育機関に在籍する聴覚障害学生への支援は、講義や学生生活における手書きやパソコンによるノートテイクや、手話通訳による情報保障が一般的である（吉川・太田・広田ら，2001）。しかし、ノートテイクの減少を補うかのようにパソコンテイクの実

施校数が漸増傾向である。ノートテイクからパソコンテイクへの転換は、タッチタイピング等の支援者の高い技術が求められ、簡単にはできないが、情報量の多さ等から今後も進むものと思われる（石田・天野，2014）。

聴覚障害学生の情報支援方法としては、派遣ピア・チューターシステムが挙げられ、さらにその中心的な方法として、要約筆記とパソコン要約筆記、手話通訳の三つがある（原島，2011）。しかし、原島（2011）は、特殊な技術（要約筆記や手話通訳）を持つスペシャリストのみが支援を行うという考えや、支援者だけに任せておけばよいという考えでは、本当の意味で聴覚障害者が自立できる支援にはならないと指摘している。学年が上がるにつれ、講義そのものの専門性が高くなり、たとえ支援者が支援技術を持っていたとしても講義内容を理解できないために要約筆記や手話通訳が困難になるという限界があるからである。聴覚障害学生が在籍する専門領域の教員をはじめ、上級生や同級生等の協力が必要であり、当該教育組織の教員や学生の積極的な支援への関わりが必要である。

高等教育機関における聴覚障害学生の支援には、周囲の学生が携わっているケースが多い。日本学生支援機構（2014）によれば、手書きによるノートテイクを実施する 154 校のうち 147 校、パソコンテイクを実施する 106 校のうち 91 校が、支援者として学生を起用している。手話通訳を学生が担っているのは実施 72 校中 20 校に留まり、外部からの派遣を利用している校数が 58 校であることに比べれば、特にノートテイクが学生依拠であると言える。このような状況は、予算といった経済的事情やノートテイクの表面的な敷居の低さがあるが、障害のある学生と活動することは、他者の状況や心情を理解することとなり、コミュニケーション能力が育まれる（岩田，2010）という指摘もある。

2004 年には筑波技術大学を中心とした、全国の 15 大学・機関から構成される日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）が形成されている。聴覚障害学生の支援体制を構築、運営していくための具体的な方策や支援体制の実例について、継続的に調査、研究を行っており、支援の知識化、体系化が進展しつつある（杉中・土井・畠山，2012）。

3. 肢体不自由学生への支援

平成 25 年度の肢体不自由学生の支援率は、区分ごとに見ると、上肢機能障害 27.6%、下肢機能障害 51.1%、上下肢機能障害 59.8%、他の機能障害 59.1%であった（日本学生支援機構，2014）。また、肢体不自由学生への支援として行われている内容のうち、実施校数が多い 5 項目は順に、「教室内座席配置」、「使用教室配置」、「実技・実習配慮」、「専用机・イス・スペース確保」、「試験時間延長・別室受験」であった（日本学生支援機構，2014）。

肢体不自由学生のニーズとしては、移動の際のバリアの問題が中心となる。ビル型のキャンパスでの講義に限られる都市型キャンパスや講義棟がほぼ決まっている専門課程など、建物間の移動が少ない場合は比較的問題は少ないが、広いキャンパスに講義棟が点在している郊外型のキャンパスや、入学初年度のように教育課程などで、一日のうちにいくつもの講義棟間の移動を短時間に行わなければならない、あるいは、地形の起伏激しい山間部のキャンパスなどでは、移動の援助が不可欠となる場合もある（竹田，2011）。講義におけるノートテイク等の問題は、大学就学に至った学生については、入学前の高等学校などで就学した段階ですでにノートパソコン等を用いてそれぞれのノウハウを獲得していることが多く、直接的な支援者を介した支援を必要としない場合も多いが、車いすや体位に適したデスクやチェア等、事前の準備を必要とする場合がある。

山中（2011）は、支援に関わる教員は入学が決まったら可能な限り早い段階で、計画的にニーズのアセスメントを実施しなくてはならないとし、ニーズのアセスメントでおさえるべき点を大きく、①改修や配置変更、②機器購入・設置、③履修・授業における配慮、④移動支援、⑤その他の相談の5つに分けている。①改修や配置変更のうち、改修の代表的なものには、トイレ、ドア、エレベーター、教室等の改修があり、配置変更としては移動や作業の妨げとなる荷物、物品等の撤去、備品の場所、机の配置や向きについて変更を行うこととしている。②機器購入・設置の代表的なものには、車いす専用机、期末試験用のパソコン、車いす用の空気入れの購入・設置等が挙げられている。③履修・授業における配慮に関する支援はさらに、「履修上の配慮」、「教員による授業場面の配慮」、「ピアチューターによる授業・学習場面における試験」、「教員による試験の配慮」の4つに分けられている。④移動支援では、授業の場所が遠い場合等に、ピアチューターによるサポートを行うことが挙げられている。⑤その他の相談としては、入学時の不安や、学業、進路、友人等の悩みへの相談に対して、支援室の教員、当該教育組織の担任、健康管理センターや就職課のスタッフが連携を取り合いながら対応していく。また、これらの相談内容については学生本人により近い存在であるピアチューター、あるいは障害学生同士で話し合える内容も少なくないとしている。

Ⅲ．障害学生支援の課題

ここまで障害学生への修学支援の状況について障害種ごとにまとめたが、こうした支援の導入及び実際に支援が行われる中での課題について、これまでの研究・報告を整理した。その結果、「支援学校の偏り」、「ボランティアの確保」、「就職支援」、「支援に関する情報公開」、「障害学生のニーズの把握」、「支援対策導入の費用と支援体制の構築」の6点が挙げられ、こうした点について留意し、受け入れを導入、充実させていくことの必要性が示唆された。

1. 支援実施校の偏り

日本学生支援機構（2014）によれば、障害学生が在籍しない大学等が31.8%あり、さらに障害学生1名は12.1%であり、回答した大学等の約4割は障害学生が1名以下という状況にある。しかし、他方には、日本福祉大学のように、100名を超す障害学生が在籍している高等教育機関も存在する（大泉，2005）。受入数の格差が、そのままそれらの高等教育機関で学ぶ障害学生の修学環境や支援の質の格差に直結するとは限らないが、ノウハウの蓄積や障害学生の捉え方、支援の継続性という点で差が生じることは想像に難くない（松原・渥美，2006）。また、田中・田場（2008a）は、全国障害学生支援センターが行う障害学生の修学支援に関する調査への協力は大学間で温度差があり、記載内容は担当者の意識レベルにも依存する部分が大きく、さらに、その背後にある障害学生の大学生活の実態そのものについての認識が大学によっては曖昧なままであると指摘している。

支援体制を持たない大学等については早急な受け入れ体制の構築が望まれるが、さらに受け入れ実績を蓄積し、支援体制を充実させていくことが必要である。

2. ボランティアの確保

支援学生が十分に確保できていない状況にあり、そうした支援学生が不足する原因の一つに、支援学生が活動を継続できないという点が挙げられる（溝曾路・河内，2014）。また、

溝曾路・河内（2014）は、支援学生が聴覚障害学生や他の支援学生の役に立っていると実感できる工夫が必要であるとし、支援活動を始めて間もない支援学生と熟達した支援学生がペアを組む方法を提案している。活動を始めて間もない支援学生は、熟達した支援学生からのサポートを受けることで、より効果的な支援を行うことができる。また、上級生や大学院生となった熟達した支援学生は、就職活動や研究活動のために支援活動に費やせる時間が少なくなるが、活動を始めて間もない支援学生をサポートするという役割を得ることで、支援グループの役に立っていると実感することができるとしている。

ボランティア活動の継続のプロセスについて、妹尾（2001）は、援助者が援助行動を行った際に、自分の援助が有効であったと認識すれば、援助成果を得て、次の援助行動が動機づけられ、援助の行動意図が強化されるというモデルを提案している。また、安藤・広瀬（1999）は、ボランティア活動の継続と関連する要因として、ボランティアへの帰属意識を挙げ、支援学生が組織に所属して集団での活動を行う場合には、組織への帰属意識が強いメンバーほど、ボランティア活動を継続する気持ちが強いことを示している。

3. 就職支援

通学制の最高年次に在籍していた障害学生 2,480 名のうち、平成 24 年度の卒業生は 1,881 名（75.8%）であり、進路状況は進学が 275 名（卒業生のうち 14.6%）、進学者のうち就職しているもの 28 名を加えた全就職者は 947 名（卒業生のうち 50.3%）であり、進学者と就職者ともに近年増加傾向にある（日本学生支援機構，2014）。新卒者の就職困難が言われている現状にあって、障害学生の就職状況も例外ではなく厳しいが、全く閉ざされているわけではなく、筑波大学の場合、障害学生に対する求人票や大学への人事担当訪問者は増えている（名川，2011）という報告がある。また、名川（2011）は、これには厚生労働省や高齢・障害者支援機構（JEED）による雇用促進の努力ならびに障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の達成という促進策が関与しているのはもちろんだが、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility; CSR）の認識の拡大や、少なくとも旧来からの身体障害者に対する理解の促進が規定にあるとしている。

中嶋（2011）は、他の生活支援に比べ、大学等における障害学生に対する就職支援は、発展途上の段階にあると指摘している。また名川（2011）は、障害者対象の合同就職面接会の類は定期的に行われているが、大学生などの利用はまだ少なく、これは昨今になりようやく大学等へ障害学生の入学が多くなりつつあり、入学試験から在籍時の学生支援に注目が集まり始めてきた段階であって、その先の就職支援にまで意識が届いていなかったためと述べている。障害学生を求める企業や地方公共団体等の組織に対して、その年の就職対象者を説明できるよう、大学等は担当者を選任し、担当者は学内の障害学生を把握しておく等の対策が必要である。

4. 支援に関する情報公開

現在、日本では障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定を経て、国連「障害者の権利に関する条約」の批准が実現した。第 24 条には、「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」ことが定められている。また、第 9 条には、「障害者が新たな情報通信

機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進する」ことが定められている（外務省，2013）。林田（2014）は、条約批准後は障害のある学生の進学率の増加とともに、各大学における障害学生の質と量の担保が求められ、さらに障害学生支援に関する情報が広く公開され、進学を希望する障害学生がその情報へ自由にアクセスできる環境づくりが必要になるとしている。さらに、各大学の障害学生支援に関するホームページでの情報公開について、今後は、入学試験時の特別措置、入学後の修学支援だけでなく、卒業後の進路や就職に関する情報が求められ、専用ページを設けて広く公開していくことの必要性について指摘している。

5. 障害学生のニーズの把握

障害学生はそれぞれの障害が異なるように、一人ひとりの支援ニーズも異なるため、今ある支援が全ての障害学生に合うとは限らず、一人ひとりの実態やニーズに合わせた支援を知ることが重要である（田中・田場，2008b）。

聾学校（特別支援学校）を経て、手話を第一言語とする聴覚障害学生には手話通訳が適しているが、地域の学校を経て口話を活用する難聴の学生には、手話よりもノートテイクに対してニーズがある等、誰もが等しく情報を入手できる環境が、地域の大学等に聴覚障害学生が参加する上で欠かせないものであることを、杉中・土井・畠山（2012）は指摘している。また、支援方法の選択と適用には、聴覚障害学生個々人の残存聴力や、高等教育機関進学に至るまでのバックグラウンドに着目する必要があるとしている。

しかし、聴覚障害学生の支援に対するニーズや、学生生活における困難については、ほとんどわかっていない（吉田，2010）とする当事者側からの指摘がある。聴覚に障害がある者の存在自体は近年周知が進んでいるが、メディアに取り上げられる聴覚障害者は聾者や重度の聴覚障害者であることが多く、それに比べると実際の聴覚障害者は非常に多様である（勝谷，2011）。聴こえづらさは共感し難いといったことから、聴覚障害者の特性を十分に理解しない学生や教員も少なくないとも言われている（山口，2003）。

聴覚障害に限らず、障害は外見から判断しづらいこともあり、障害による影響と困難を体感することが難しいといった側面がある。そのため、支援を正しく適用していくため、大学側には障害学生のニーズを正確に抽出する担当者や窓口が必要であり、得られた情報から、学生達の理解と啓発を促す姿勢が求められる。

これに関して、田中・野原（2008）は、大学教職員は、中立的立場で学生からの相談に応じ、障害学生の要望や意見を大学側に伝えられる相談サポート体制が必要だとしている。また、田中・野原（2007）では、大学側は障害学生の実態を把握した上で、大学教職員の障害学生支援に関する意識を高めるような啓発活動も必要だとしており、大学側の支援組織だけでなく、大学教職員についても障害学生のニーズを把握できるだけの意識が必要である。

6. 支援対策導入の費用と支援対策の構築

支援の実態は大学によって大きく異なっており、聴覚・言語障害学生に対する授業における支援を例にとると、リアルタイムの情報保障手段であり、かつ情報量の多いパソコンテイクや手話通訳の導入は全体の2割から3割に留まっている（日本学生支援機構，2014）。こうした支援の格差は、支援体制の整備に関する学内の合意形成がうまく進んだか否かに大きく依存していると考えられる。聴覚障害学生支援の場合、支援体制の構築にあたっては、ス

ロープの設置やトイレの改修のような単発的な設備投資とは異なり、授業のたびに恒常的に人的支援が必要となる（金澤，2012a）。聴覚障害学生支援は、決して安くはない予算を必要とし、その人材には高い専門性が求められるため、予算を捻出するために関係者間の合意を取り付けることから困難さが生じる（金澤，2012b）といった側面がある。

国立大学法人の場合は運営費交付金の特別経費、私立大学の場合には私立大学等経常費補助金といった形で公的な助成金が用意されているが、その額が支援に十分な額とは限らず（萩原・平尾・金澤，2010）、また、それは聴覚障害学生が入学してきた時点ですぐに支給されるわけではなく、翌年度に支給される点に留意する必要がある（金澤，2012b）。

近年、全国の大学が聴覚障害学生支援に着手するなか、支援体制の構築に関する事例的な研究が散見される（冷水・竹中・瀬谷，2008；水内，2009；杉田・工藤，2010）。聴覚障害学生支援の体制を立ち上げるプロセスとして、金澤（2011）は以下の過程について述べている。まず主として2つの実務が発生する。一つはノートテイクやパソコンテイクをしてくれるボランティア学生の募集であり、もう一つは聴覚障害学生の履修する授業と学生テイカーの担当可能な授業のコマのマッチング作業（コーディネート）である。このコーディネート作業は、きめ細やかな連絡調整を必要とするものであり、実際は相当の負担を課する実務だが、立ち上げの時期にはボランティア学生や聴覚障害学生自身が引き受けたり、教務担当職員が他の業務と兼務して担当したりすることから始まることが多く見受けられる。

コンスタントに聴覚障害学生が入学してくるようになり、複数の聴覚障害学生が常時在学している状況になると、支援体制の組織化が図られるようになり、その一つにコーディネーターの専従職員化がある。支援体制の構築の成果であるが、障害学生支援の業務は、当該学生が在籍していることで発生するという性質を有していることもあり、専従職員としてのコーディネーター雇用を実現している大学のほとんどは正職員でなく、単年度契約の職員の形で雇用に残っている（金澤，2012a）。

また、金澤（2012a）は、コーディネーターの雇用は様々な形で支援の質を向上させることに繋がるとしている。授業のコマのマッチング作業についても、機械的に割り振る作業から、聴覚障害学生のニーズや授業の形態と個々のテイカーの適性を加味したマッチングへと変わる。また、ノートテイク講習会の実施等のテイカーの養成、手書きのノートテイクから情報量の多いパソコンテイク、さらに2台のパソコンによる連携入力への移行や手話通訳の導入といった形で、情報保障そのものも改善されていくとしている。

障害学生支援室の設置やコーディネーターの配置については、導入から実施までこうした困難がみられるが、教職員のための障害学生就学支援ガイド（日本学生支援機構，2009）の中で、学内支援体制の流れや必要な支援内容が示されている。障害学生支援を講じていない大学等は、こうした手引きを参考に早急な支援体制の構築が望まれる。

今回得られた課題に関しては、聴覚障害を対象とした文献から得られた知見を基にしたものが多かったが、これは視覚障害及び肢体不自由障害学生の修学支援に関する文献が、わずかに散見されるのみであったためである。支援が行われている大学等の割合について大きな変動はないものの、視覚障害では75.5%、聴覚障害では65.4%、肢体不自由では52.3%と、障害学生の支援率はまだ十分とは言えない。近年では発達障害に関する修学支援に関する文献（岩田，2007；西村2006；須田・高橋・上村ら，2011；佐藤，2008）が多く見られるようになっているが、それらと並行して、視覚、聴覚及び肢体不自由学生の修学支援についても更なる研究、報告の蓄積が求められる。

文献

- 1) 安藤香織・広瀬幸雄 (1999) 環境ボランティア団体における活動継続意図・積極的活動意図の規定因. 15(2), 90-99.
- 2) 外務省 (2013) 障害者の権利に関する条約.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000599.html
- 3) 萩原彩子・平尾智隆・金澤貴之 (2010) 予算確保に向けて. 金澤貴之・大杉豊(編), 一歩進んだ聴覚障害学生支援—組織で支える—. 生活書院, 88-95.
- 4) 原島恒夫 (2011) 聴覚障害学生支援の実際. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 47-53.
- 5) 林田真志 (2014) わが国の大学における障害学生支援関連情報のホームページ上での公開状況—2011年度の調査結果をもとに—. 特別支援教育実践センター研究紀要, 12, 83-87.
- 6) 石田久之・天野和彦 (2014) 高等教育機関における障害学生支援の動向 (VII). 筑波技術大学テクノレポート, 22(1), 21-26.
- 7) 岩田淳子 (2007) 学生相談界の動向—発達障害学生の支援の研究—. 障害者問題研究, 35(1), 52-57.
- 8) 岩田吉生 (2010) 初動時の啓発活動. 金澤貴之・大杉豊(編), 一歩進んだ聴覚障害学生支援—組織で支える—. 生活書院, 88-95.
- 9) 柿澤敏文 (2011a) 大学等における障害の基準. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 150-166.
- 10) 柿澤敏文 (2011b) 視覚障害学生の支援. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 30-34.
- 11) 金澤貴之 (2011) 聴覚障害学生への支援体制構築における諸課題. 発達障害研究, 33(4), 359-366.
- 12) 金澤貴之 (2012a) 高等教育機関における聴覚障害学生の支援体制構築に関する一考察—障害学生支援室における聾者のマネージャー採用をめぐる言説的検討—. 手話学研究, 21, 63-80.
- 13) 金澤貴之 (2012b) 聴覚障害学生支援における支援技術の活用の陥穽. 群馬大学教育実践研究, 29, 121-130.
- 14) 加藤靖佳 (2011) 聴覚障害学生の支援. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 42-47.
- 15) 勝谷紀子 (2011) 難聴のしろうと理論. 日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要, 81, 123-130.
- 16) 松原崇・渥美公秀 (2006) 高等教育における障害学生支援: 大阪大学の取り組み. ボランティア学研究, 7, 121-143.
- 17) 水内豊和 (2009) 聴覚障害学生に対する学生支援のあり方に関する実践研究. 富山大学人間発達科学部紀要, 4(1), 61-76.
- 18) 溝曾路哲也・河内清彦 (2014) 聴覚障害学生支援活動における支援学生の行動意図の規定因. 障害科学研究, 38, 45-53.
- 19) 文部科学省 (2012) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ).
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm

- 20) 名川勝(2011) 学習に必要な生活支援とキャリア形成支援. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 24-28.
- 21) 中島靖雄(2011) 障害学生の就職支援. 文部科学教育通信, 259, 26-27.
- 22) 日本弁護士連合会人権擁護団体(2002) 障害のある人の人権と差別禁止法. 明石書店.
- 23) 日本学生支援機構(2009) 教職員のための障害学生修学支援ガイド.
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html
- 24) 日本学生支援機構(2014) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査.
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/chosa.html
- 25) 西村優紀美(2006) 学生相談の立場から. LD 研究, 15(3), 302-311.
- 26) 大泉博(2005) 日本福祉大学における障害学生支援. リハビリテーション研究, 122, 12-16.
- 27) 佐藤克敏(2008) わが国の高等教育機関における LD・ADHD・高機能自閉症等への支援の現状. LD 研究, 15(3), 289-296.
- 28) 妹尾香織(2001) 援助行動における援助者の心理的効果—研究の社会的背景と理論的枠組み—. 関西大学大学院人間科学社会学・心理学研究, 55, 181-194.
- 29) 須田奈都美・高橋知音・上村恵津子・森光晃子(2011) 大学における発達障害学生支援の現状と課題. 心理臨床学研究, 29, 651-660.
- 30) 冷水啓子・竹中輝雄・瀬谷ゆり子(2008) 桃谷学院大学における聴覚障害学生への情報保障のシステム化—ノートテイクによる支援の検討—. 桃山学院大学総合研究所紀要, 33(3), 185-205.
- 31) 杉田律子・工藤智子(2010) 小規模大学における聴覚障害学生に対する学習支援の在り方についての考察(1)梅花女子大学における聴覚障害学生に対する学習支援の現状と課題. ろう教育科学, 52(2), 81-92.
- 32) 杉中拓央・土井幸輝・畠山卓朗(2012) 高等教育機関に在籍する聴覚障害学生に対する支援の一考察. 電子情報通信学会技術研究報告, 111(394), 31-34.
- 33) 竹田一則(2011) 運動障害学生の支援. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 54-56.
- 34) 田中敦士・野原奈々子(2008) 「障害者の社会参加」に関する国民と大学教員との意識差—世論調査結果との比較から—. 琉球大学教育学部紀要, 73, 165-174.
- 35) 田中敦士・田場加恵(2008a) 沖縄県内の大学における障害のある大学生への修学支援の現状. 琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要, 2, 21-29.
- 36) 田中敦士・野原奈々子(2007) 大学教員における障害学生への障害理解の実態. 琉球大学教育学部紀要, 71, 119-146.
- 37) 田中敦士・田場加恵(2008b) 沖縄県内の大学で学ぶ障害のある大学生への聞き取り調査からみた入試や修学での支援体制の実態. 琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要, 9, 15-38.
- 38) 丹治敬之・野呂文行(2014) 我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題. 障害科学研究, 38, 147-161.
- 39) 山中克夫(2011) 運動障害学生の支援の実際. 鳥山由子・竹田一則(編), 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 56-61.
- 40) 山口利勝(2003) 中途失聴者と難聴者の世界—見かけは健常者、気づかれない障害者

一. 一橋出版.

- 41) 吉田仁美 (2010) 高等教育における聴覚障害者の自立支援—ユニバーサル・インクルーシブデザインの可能性—. ミネルヴァ書房.
- 42) 吉川あゆみ・太田晴康・広田典子・白澤麻弓 (2001) 大学ノートテイク入門—聴覚障害学生をサポートする—. 人間社.
- 43) 全国障害学生支援センター (2005) 大学案内 2005 障害者版.

SHORT PAPER

The Current Situation and Limitation of Learning Support for Students with Disabilities in Japan

: Support for Students with Visual, Auditory, and Physical Disabilities

Kohei MORI ^{1) 2)} Yumi YAMAMI ³⁾ Atsushi TANAKA ⁴⁾

1) Tohoku University Graduate School of Educational Informatics Education Division

2) Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science

3) Kanda-Higashi clinic, MPS center

4) Faculty of Education, University of the Ryukyus

ABSTRACT

The need for support for students with disabilities in university, college, and technical college has been increasing. Any post-secondary institutes accepting students with disabilities are now required to develop appropriate learning environment for them. Reflecting this need, researchers in recent years are often focused on constructing supporting systems for those students.

In this study, detailed contents and characteristics of supporting systems for students with disabilities are examined based on previous research on learning support for students with visual, auditory, and physical disabilities; these subjects were chosen since the number of the students receiving higher education and the supporting rate are both relatively stable. Also, some issues regarding constructing supporting systems are discussed. As a result, while accepting those students and gaining expertise, necessity of careful examination of the following issues is implied: organizing support desk and supporting group, acquirement of certain amount of volunteers, and development of employment support teams.

< Key-words >

students with disability, learning support, visual disability, auditory disability, physical disability

Received
February 16, 2015

Accepted
March 8, 2015

Published
April 30, 2015

ktv_m_kohei@yahoo.co.jp (Kohei MORI)

Asian J Human Services, 2015, 8:162-176. © 2015 Asian Society of Human Services

Asian Journal of Human Services

VOL.8 April 2015

CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

Who Intends to Leave Residential Institutions for Persons with Disabilities in Korea?.....	Sunwoo LEE	1
Measuring Inhibitory Control without Requiring Reading Skill.....	Hideyuki OKUZUMI , et al.	13
The Current Condition and Underlying Problems of Social Service in Korea.....	Taekyun YOO , et al.	20
Impact of Movement Cost on Income and Expenditure Ratio in Home-Visit Long-Term Care Service Businesses in Japan.....	Hitoshi SASAKI , et al.	34
Study of Treatments and their Effects on Behaviour Improvement of Children with Problem Behaviour such as ADHD.....	Eonji KIM , et al.	51
The Development of Inclusive Education Assessment Indicator(IEAD) and the Analysis of Laws and Institutional Policies in Japan.....	Changwan HAN , et al.	66
The Effects of a Self-management Support Program for Lifestyle-related Diseases on Communication Skills of Nursing Students.....	Kyoko TAGAMI , et al.	81
The Development Draft of the Outcome Evaluation Tool for Companies Employing Persons with Disabilities in Japan and Korea : The Development Draft Evaluation Tool to the Social Contribution Outcome and Evaluation Index to the Management Outcome.....	Moonjung KIM , et al.	90
A Study on the Development of Employment System Assessment Indicator & Tool for Persons with Disabilities from the Perspective of QOL.....	Haejin KWON	107

REVIEW ARTICLES

The Definitions of Multimorbidity and Multiple Disabilities(MMD) and the Rehabilitation for MMD.....	Masahiro KOHZUKI	120
The Effects of Exercise, Cognitive Intervention and Combined Exercise and Cognitive Intervention in Elder Adults with Cognitive Impairment and Alzheimer's Disease : a literature review.....	Minji KIM , et al.	131

SHORT PAPERS

A Study of "Cultural Competence" in Taiwanese Social Work Research : Using Quantitative Content Analysis.....	Liting CHEN	152
The Current Situation and Limitation of Learning Support for Students with Disabilities in Japan : Support for Students with Visual, Auditory, and Physical Disabilities.....	Kohei MORI , et al.	162
Examination of the Issues with and the Support System of Volunteer Activity for Elderly People with Dementia.....	Misako NOTO , et al.	177
A Study on the Use of ICT Education Indicators (Draft) Development in Special Needs Education : Focus on Japan and South Korea.....	Sunhee LEE	189

Published by
Asian Society of Human Services
Okinawa, Japan